

第 594 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 3 月 7 日（月）午後 1 時 27 分から午後 1 時 59 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（13 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	8	渡邊 和巳
9	茂木 比呂志	10	森田 泰彰			12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（1 人）

11	川口 寛市						

5 事務局職員（3 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 令和 4 年度富津市農作業標準賃金について

専決処分報告について

第 594 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 27 分</p> <p>皆様こんにちは。予定時刻前ですが、出席予定の全委員が集まりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 594 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして、本日の出席状況ですが、11 番川口寛一委員が欠席で、13 名の委員の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。本日は穏やかですが、春一番が 3 月 5 日に吹きました。春の仕事作業も始まっているようです。これから忙しいかつ楽しみな時期にもなります。本日も慎重に審議して参りましょう。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 594 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。1 番稲村耕一委員、2 番澤邊治之委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番について、担当委員の現地調査及び説明を、12 番 鈴木伸江委員、お願いします。</p>

鈴木伸江委員	<p>議案第1号1番について、申請地を3月3日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。富津市役所より南西の方向約1.2Km附近に位置する農地であります。</p> <p>権利者は、平成29年に義務者から賃貸借により農地を借受けビニールハウスを設置、施設園芸を営んでおりました。今回、義務者より売却の申し出があり、売買による所有権移転の申請に及んだものであります。苺、メロンの栽培行う営農計画となっております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（鈴木）	<p>ただいまの鈴木伸江委員の説明に補足させていただきます。権利者は平成29年に農地法第3条の規定による賃貸借権設定の許可を得て当該地にビニールハウス3棟を設置し、苺、メロン等の栽培を行っておりました。今回、義務者より売却したい申し出があり、売買による所有権移転の本申請でございます。申請地は農振農用地区域外農地であり、面積1,414㎡、権利者の耕作面積は6,926.9㎡、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積1,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号2番と3番については、権利者が同一でありますので、一括で審議し、個別に採決したいと思いますが、よろしいで</p>

	<p>しょうか。（異議なしの声）</p> <p>では、議案第1号2番3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、5番 佐久間容 委員、お願いします。</p> <p>議案第1号2番3番について、申請地を3月4日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。申請地は、関尻郵便局より南西方向約1.3Km付近に所在する農地であります。</p> <p>2番につきましては、自宅から遠方であることまた、高齢であることから自ら耕作することが出来ず作業をお願いしておりましたが、先方より今後受けることが出来ない申出があったことから、有効利用を考え売却するものであります。</p> <p>3番につきましても同様に、高齢で後継者もないことから作業をお願いしておりましたが、来年以降は引き受けできない旨の申出があり、休耕による農地の荒廃化を防ぐうえでも売却することが適当と判断し、売買による所有権移転の申請に及んだものでございます。権利者の営農計画は、水稻の作付けを予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（鈴木）	<p>ただいまの佐久間委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>2番3番とも義務者は高齢で、後継者もないことから地元農業者に作業委託しておりましたが、受託者から今後耕作を続けていくことが困難との申し出があり、農地の有効利用を考え売却するものであります。権利者は、自宅近くで自作地にも近いことから、規模拡大を目的とした売買による所有権移転の申請であります。申請地は、2番3番併せて農用地区域内農地1,896㎡、権利者の耕作面積は90,677.38㎡、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り個別の採決に入ります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号2番は承認されました。</p> <p>次に、議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号3番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号4番について、担当委員の現地調査及び説明を、8番 渡邊和巳委員、お願いします。</p>
渡邊委員	<p>議案第1号4番について、申請地を3月6日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。申請地は、天羽小学校より南東方向約400m付近に所在する農地であります。義務者は相続で得た農地ですが、高齢のため耕作できず又、後継者もないことから離農のため売却するものであります。権利者は市外に在住しておりますが、以前より環境のよい地に移り住み農業を営みたいと考えていたところ、立地条件がよい申請地を購入したく、売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、水稻及び、じゃが芋、人参等の野菜の栽培を計画しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（鈴木）	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>義務者は夫からの相続により農地を取得しましたが、自ら耕作をすることが出来ず又、後継者もないことから売却しようとするものであります。権利者は、市外に在住し職業は会社員でございます。転職をきっかけに、農業に興味を持ったことから、定年を迎える前に農業を営みたく新規就農者の農地取得のための申請であります。今後の予定</p>

議長	<p>として購入済みの義務者の住家へ移住し、しばらくの間、通勤しながら耕作を行う計画であります。また、新規就農であることから、隣家の農家等より指導を仰ぎながら経験を重ね技術を取得し、将来規模拡大も考えているとのことでした。</p> <p>申請地は、農用地区域内農地及び区域外農地合計 13 筆 8,366 ㎡、権利者の耕作面積はありません。農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積 5,000 ㎡を超えているため、面積要件の基準は満たしております。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声) 「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 4 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第 1 号 4 番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第 2 号】</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 2 号 1 番について、担当委員の現地調査及び説明を、8 番 渡邊和巳委員、お願いします。</p>
渡邊委員	<p>議案第 2 号 1 番について、申請地を 3 月 6 日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。天羽高校よりの南西方向約 300m に位置する農地であります。</p> <p>権利者は、申請地の隣接地にて会社経営をしており、建物敷地や資材置場の空き地部分を駐車場として利用しておりますが、近年の仕事の多様化に伴い使用スペースが変動し、来客時間などに不便になったことから、申請地を不足部分の駐車場として利用するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>

議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。駐車場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、5番 佐久間委員、お願いします。</p>
佐久間委員	<p>議案第2号2番について申請地を、3月3日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。旧環南小学校より南西方向約800mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は以前から富津市志駒の水汲み場で軽食の移動販売をしていましたが、敷地管理者の諸事情により当該地で販売を続けることが困難となり、近隣で自動車を複数台置ける土地を探したところ、申請地が立地・価格ともに条件に合致したため、賃借権設定を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>

議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの佐久間委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地を行い、芝生を敷いてロープで仕切りをします。埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。駐車場および販売スペースとして利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。今回は農地中間管理事業による集積計画となっております。なお、この議案には、(株)百姓王、並びに小柴委員に関する事項が含まれております。よって、農業委員会会議規則第10条の規定により、百姓王代表取締役である森田委員、また小柴委員につきましては、一時退席をお願いします。</p> <p>【森田委員、小柴委員 一時退席】</p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（鈴木）	<p>議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、まず誤字がござ</p>

いましたので、訂正をお願いいたします。3ページの表中、2から8行目の■■■■の住所が■■■■となっておりますが、正しくは■■■■でございましたので、計7か所の訂正をお願いいたします。

それでは、本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため市長より提出されたものであり、令和4年第3次の農用地利用集積計画案となります。3ページから4ページの農地中間管理事業における農地利用集積計画案につきましてご説明いたします。利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号4-3-1 利用権の設定等を行う者 ■■■■ 対象農地 ■■■■ 田 2,459㎡、転貸を受ける者 ■■■■、利用権の種類 賃借、利用内容 田、期間10年の新規契約であります。以下、整理番号4-3-26まで、合計で、貸し手11名、借り手4名 筆数26 面積41,656㎡であります。個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりとなっております。

次に、本日お配りいたしました議案添付資料をご覧ください。集積計画各筆明細書及び設定を受ける者の農業経営の状況でございます。1ページから22ページまでが集積計画各筆明細書、23ページから28ページまでが借り手4名の農業経営の状況であります。個々の説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声) 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。

議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第3号は承認されました。

【森田委員、小柴委員 入室着席】

【議案第4号】

議長

次に、議案第4号「令和4年度富津市農作業標準賃金について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 (樋口)	<p>まず、賃金表の下から3行目、乾燥調製生乾の金額ですが、2900円となっているものを2260円に訂正をお願いします。従いまして同行右端の比較ですが、640円ではなく0円で、前年度と比較し変更なしとなります。それではご説明いたします。</p> <p>令和4年度標準作業賃金については、千葉県農業会議より通知のあった料金表の数値で作成しております。農作業賃金は前年度と比較し変更はありませんが、機械による作業料金については、全体的に増額となっております。こちらにつきましては、算定方法等は変わっておりませんが、機械料金や燃料費の大幅な値上がりによるものとなります。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(質問あれば対応) (なし声) 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第4号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第4号は承認されました。</p>
議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>続いて、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」報告を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。農地法第4条第1項第8号の規定による届け出でございますが、1番が駐車場とするもので、面積は合計で1107平方メートルです。また、農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番は駐車場として所有権を移転するもので、面積は396平方メートル、2番は道路として所有権移転するもので、面積は22平方メートル、3番は専用住宅として所有権移転するもので、面積は53平方メートルです。</p> <p>これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わ</p>

議長	<p>ります。</p> <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
事務局（鈴木）	<p>（令和4年度定例会の日程についてお知らせ）</p> <p>（3/4付け農業新聞記事掲載についてお知らせ）</p>
会長	<p>それでは、皆様には慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、第594回の定例農業委員会を終了します。なお、次回の農業委員会総会は新年度となり、4月5日火曜日、場所は401会議室の予定で午後1時30分から開催いたします。今後も慎重審議を行いたいと思います。お疲れ様でした。</p> <p>閉会 午後1時59分</p>